

男鹿暮らし移住応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、男鹿市への移住・定住の促進を図るため、本市への移住者に対して、移住初期特有の費用負担を軽減するための男鹿暮らし移住応援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の本拠を本市に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをする。
- (2) 移住者 県外から本市へ移住した者で、別表に掲げる移住の要件のいずれかを満たしたものをいう。
- (3) 子ども 移住者のうち出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (4) 子育て世帯 子どもとその親又は妊婦を含む世帯員で構成される世帯をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日以降に移住した者（地域おこし協力隊を除く。）
- (2) 移住の日から3年以上継続して本市に居住する意思がある者
- (3) 移住者及び同一世帯に属する者が、男鹿市移住支援事業補助金の交付を受けた者及び交付を受けようとする者でないこと。
- (4) 転勤又は赴任若しくは就学のために転入する者でないこと。
- (5) 市税に滞納がないこと。（本市において課税されていない場合は、転入前の市区町村税に滞納がないこと。）
- (6) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

- (7) 日本国籍を有する者又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (8) その他市長が助成対象者として不適当と認めた者でないこと。
(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 基本額 一世帯当たり10万円
- (2) 子育て世帯加算額 子ども又は妊婦一人につき10万円
(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿暮らし移住応援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、移住の日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 発行の日から1か月以内の世帯全員の住民票
- (3) 戸籍の附票その他の書類で、本市に移住する前に3年以上継続して県外に住民登録していたことを証明するもの
- (4) 市税に未納のない証明（男鹿市において課税されていない場合は、転入前の市区町村税に滞納がないことを証明する納税証明書（滞納なし証明）又は非課税証明書）
- (5) 妊婦がいる場合は母子健康手帳の写し
- (6) 外国人移住者については在留カードの写し（表・裏両面）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して、助成金交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金交付の適否を決定したときは、男鹿暮らし移住応援助成金交付（不交付）決

定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者は、速やかに男鹿暮らし移住応援助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正行為があった場合

(2) 申請者が移住した日から起算して3年未満で転出した場合

(3) その他重大な事由が明らかになった場合

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、男鹿暮らし移住応援助成金交付決定取消（返還）通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知することとし、当該取り消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 移住の要件

区 分	要 件
県外在住者	転入直前に、3年以上継続して県外に居住していた者が、本市へ住民登録を行うこと。ただし、本市への転入理由が、県内の高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設（高卒2年訓練）への就学若しくは受講、又は所属企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等（従前の勤務地と新しい勤務地が異なり、かつ住居の移転が伴うものをいう。）によるものを除く。

地域おこし協力隊員	本市の地域おこし協力隊を委嘱され、３年間協力隊の任期を満了した後、引き続き本市に住民登録をしていること。ただし、協力隊としての活動が２年を経過し、本市で起業又は事業を引き継ぐために任期を前に退任した場合を含むものとする。 いずれの場合も地域おこし協力隊を退任した日の翌日を移住の日と見なすものとする。
-----------	--